

議員提出議案第 2 号

綾瀬市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

このことについて、地方自治法第 112 条及び綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 22 日提出

綾瀬市議会議長 松 澤 堅 二 殿

提出者	綾瀬市議会議員	青 柳	慎
賛成者	同	井 上 賢 二	
同	同	笠 間	昇
同	同	武 藤 俊 宏	
同	同	齊 藤 慶 吾	
同	同	内 山 恵 子	
同	同	安 藤 多 恵 子	
同	同	上 田 博 之	

## 綾瀬市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年綾瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （提案理由）

政務活動費に係る収支報告書に押印を求めないこととするため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。